

発 言 通 告 書

発言者氏名	小林伸行
発言の会議	令和4年 9月14日 本会議
発言の種類	質 疑、 <u>一般質問</u> 、緊急質問、討 論、その他
質疑等の方式	一 括、 <u>一問一答</u>
答弁を求める者	市 長、教育長

【件名及び発言の要旨】

1 旧統一教会系団体との関わりについて

- (1) 市長は横須賀市議会議員・横須賀市長の時代を通じて旧統一教会系団体との関わりはあったか。あったとすれば、具体的にお示ししていただきたい。また、現在はどうか。
- (2) 旧統一教会系団体に対する公共施設使用許可や催しへの後援等の実績を伺う。

2 市民団体の報告会の後援申請を不承諾とした理由について

- (1) ある認定NPO法人が企画した「核兵器禁止条約締約国会議」に参加した若者を招いての報告会の後援申請に対し、市と教育委員会は不承諾としたという。市は「市としては政府の立場に準じた姿勢をとることとしています」「後援を行うことは国の立場と異なるものであり市の姿勢に相違する」という説明であり、教育委員会は「『共催及び後援に関する事務取扱要項』の『教育委員会の共催または後援をする意義があると認められること』に該当しないため」と説明したという。これは事実か。
- (2) 本市では1984年に市議会で「核兵器廃絶の決議」が全会一致

で行われ、1989年には市長名で「核兵器廃絶・平和都市宣言」も出された。いずれも覆されていない。廃絶に向けた手法の一つである条約締約国会議の参加報告は、条約批准への賛否は別として有益な情報だ。廃絶を目指す本市として歓迎こそすれ、不承諾とするほうがむしろ不自然だ。なぜ民意に背いてまで国に忖度する必要があったのか。

3 中学校の校則等の自由民主化について

(1) 校則は、生徒をどこまで縛っていいのか。学校の秩序を保つという「公共の福祉」のために生徒個人の行動をどこまで制限すべきなのか。正解はない。しかし、「教室外へは整列して移動すること」という校則等は、さながら刑務所の囚人のようだ。また、「登下校時に買物をしないこと」「中学生同士の家での宿泊禁止」等はプライベートの領域に踏み込んでおり、学校の外にまで学校のルールがついて回るのも変だ。集団主義的な校則に対する教育長の所見を伺う。

(2) 先月、文部科学省が「生徒指導提要」の改訂案を発表した。とりわけ校則について、次のような大きな方向転換が見られる。「本当に必要なものか、絶えず見直しを行うこと」、「学校のホームページ等に公開しておくこと」、「制定した背景についても示しておくこと」、「校則を策定したり見直したりする必要がある場合に、どのような手続きを踏むべきか、その過程についても示しておくこと」、「校則の見直しの過程に児童生徒自身が参画すること」。

これらは時代の変化を適切に踏まえていると評価している。改訂版「生徒指導提要」に沿った校則等の見直しを各校長に文書で要請してはどうか。

4 教員不足「非常事態」への対応と部活動の民営化について

(1) 教員のなり手不足が深刻な課題となって久しいが、改善は見られず、現状はもはや「非常事態」だ。本市では、新学期が始まる4月1日に教員が配置できない事態は常態化しており、本年度は、最後の欠員を埋められたのは6月13日だったという。

ある中学校では国語の教員が配置できず、1か月近く国語の授業が行われなかった。教育長に、本市の近年の教員不足の現状についての認識や問題意識を伺う。

- (2) 臨時的任用職員の教員(以下、臨任)で欠員を補充するのも、そろそろ限界だ。校長と教頭を除く一般教員に占める臨任の割合は、小学校で11%、中学校に至っては15%に上る。実に中学校教員の7人に1人以上が臨任だ。国も教員人材を発掘すべく、大学での教員養成課程を経ない者にも免許を与える特別免許制度の積極的活用を呼びかけている。本市の活用状況を伺う。
- (3) こうした中、教職員課も募集に必死でハローワークにも求人を出している。文部科学省も、昨年から教師の人材確保・質向上を目指して「#教師のバトン」というプロジェクトを開始した。ただし、皮肉にも実際には教育現場の多忙化など窮状を訴える投稿が相次ぎ、話題となった。とりわけ、「部活」や「残業」という用語が目立ち、過酷な労働環境を教員不足の原因に挙げる専門家も少なくない。本市の教員の多忙化は、どのような状況か。一般的な時期における残業時間または時間外在校等時間の推移について指標を示されたい。
- (4) 教員の働き方改革として、学校の仕事を棚卸しし断捨離すべきだ。放っておくと教員の仕事は増える一方で、減らす仕組みはない。スクールコミュニティ事業も学校運営協議会も、本来は地域が教育を担うことを期していたはずだ。なぜ、大なたを振るって学校の事業仕分に踏み込めないのか。何が教育長を妨害しているのか。
- (5) とりわけ中学校の部活動顧問はおそらく最も負担感の大きい「業務」だ。顧問は本来任意だが本市では法令遵守されていない。実際に、校長・教頭を除く一般教員のうち正規職員の93%、臨任に至っては95%に顧問を引き受けさせている。教育長の指導が校長に行き渡っていないようだ。部活動はあくまで教育課程外であり、国も「部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務」と全国に通知している。そこで、「来年度以降、本市では原則として教員は部活動を担わない。教育の質的向上と教員のワーク・ライフ・バランスに注力する」旨を公表してはいかがか。教育長の方針を伺う。

5 フェリー誘致と新港第二埠頭の検証について

- (1) 新港第二埠頭の整備が遅れるという記者発表をしたが、そもそも整備は決定事項ではない。議会は第二埠頭について判断していない。「港湾計画に位置づけた後、速やかにこの埋立事業に取りかかることを考えていました」という言い方をなぜできるのか。理由を伺う。
- (2) 「温故知新」という言葉がある。1974年に完成した新港埠頭が当て込んでいた自動車輸出の需要は、10年後に市内自動車工場が専用埠頭を整備し空振りとなった。2010年12月からようやくスバルの輸出港として使っていただけるようになった。新港地区も平成地区も久里浜地区も苦戦し、港湾関連以外の施設等を誘致して何とか努力で埋めてきたのが実情だ。つまり、常に施設は過剰であり、取扱貨物量は港湾計画の想定値を大幅に下回り続けてきた。こうした過去の経緯を思えば、現状把握と検証を丁寧に行わねばならないはずだ。
- ア 第二埠頭は、既存の自動車輸出の継続を前提としている。自動車輸出の継続可能性を、どのように評価しているか。
- イ 第二埠頭は、既存のフェリーの存続を前提としている。フェリーの存続可能性を、どのように評価しているか。
- ウ フェリー就航は本市にとって大きな効果があると喧伝されてきた。人流・物流・雇用創出・経済効果・CO₂削減の面で、それぞれ正の影響はどの程度だったか。交通渋滞・交通事故・騒音や光害等生活環境の面で、それぞれ負の影響はどの程度だったか。
- エ フェリー誘致に当たっては、本市も直接的・間接的に様々なコストを払ってきた。これに対し、就航後の本市への影響を、全体としてどのように評価しているか。
- オ 第二埠頭の計画について、近隣住民や漁業者への説明は行ったのか。それは、どのように行ったのか。また、現時点での賛否はそれぞれどのような態度か。
- カ 発生する漁業補償の額は、どの程度を見込んでいるか。

キ 横須賀港は重要港湾だ。重要港湾とは港湾法第2条で「海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾」だ。地方港湾と違い、国として必要だからこそ設置した港湾だ。第二埠頭が本当に必要ならば国が整備するはずだが、国はなぜ直轄事業としないのか。

- (3) お隣の横浜市は、飛鳥田市政の時代に「六大事業」という都市のグランドデザインを描いた。金沢地先埋立事業によって工場を金沢工業団地に集約し、商業・観光のみなとみらいと物流・貿易の山下・本牧とを機能分担し、ベイブリッジをはじめとした高速道路網でこれらを結び、トラックなどの業務交通を都心部から分離した。一方、本市の港湾を見れば、新港地区も平成地区も久里浜地区もこそくな土地利用をしてきたため、住宅が隣接し土地は工場やヤードが細切れになり非常に使いにくい。また、フェリーのあおりでマグロ船には久里浜移転を依頼しており、新港地区に加え久里浜地区でもソーラス区域対応が必要となりコスト増を招いた。とりわけ、この間の唐突なフェリー誘致に端を発して様々な事業者や近隣住民が巻き込まれていくさまは、さながら玉突き事故の観を呈している。行き当たりばったりの運営から、大きな構想に基づいた計画行政に立ち返るべきだと考える。振り返って市長の胸に去来する思いを伺う。